

## 令和4年11月農業委員会議事録

開催日時：令和4年11月10日（木） 午前9時00分

開催場所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、村上卓也、榮恵、  
松永雄治、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、中津芳春、  
吉田三十志、藤瀬信行、岩永俊夫、福永哲夫

事務局出席者：永田智紀、河原まり、前田萌香

1. 開 会：事務局長 永田智紀

2. 会長挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、藤瀬信行委員、高木勝美委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第18号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第19号 農地法第3条の届出について
- (3) 報告第20号 農地法第5条の届出について
- (4) 議案第23号 農地法第3条の許可申請について
- (5) 議案第24号 農用地利用集積計画承認申請について

5. そ の 他

6. 閉 会

## ○報告第18号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第18号農地法第18条第6項による届出の通知が18件ございます。  
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料の1ページになります。報告第18号の18件の報告をいたします。申請番号1番です。所在は上仲間地区の農振農用地の田が2筆、合計面積については3,000㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、公社を通して契約する為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

次に申請番号2番になります。所在は上仲間地区の農振農用地の田が4筆、合計面積については3,393㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、公社を通して契約する為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりです。

続きまして、2ページになります。申請番号3番です。所在は鯉地区の農振農用地の田が1筆、面積については158㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、公社を通して契約する為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

次に申請番号4番になります。所在は鯉地区の農振農用地の田が1筆、面積については2,649㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、公社を通して契約する為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりです。

続きまして、3ページになります。申請番号5番です。所在は鯉地区の農振農用地の田が1筆、面積については2,166㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、公社を通して契約する為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

次に申請番号6番になります。所在は鯉地区の農振農用地の田が1筆、面積については3,216㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、公社を通して契約する為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりです。

続きまして、4ページになります。申請番号7番です。所在は鯉地区の農振農用地の田が1筆、面積については454㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、公社を通して契約す

る為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

次に申請番号8番になります。所在は上島地区の農振農用地の田が1筆、面積については2,326㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、公社を通して契約する為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりです。

続きまして、5ページになります。申請番号9番です。所在は鯉地区の農振農用地の田が1筆、面積については3,000㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、公社を通して契約する為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

次に申請番号10番になります。所在は鯉地区の農振農用地の田が1筆、面積については2,603㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、公社を通して契約する為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりです。

続きまして、6ページになります。申請番号11番です。所在は上島地区の農振農用地の田が1筆、面積については1,365㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、公社を通して契約する為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

次に申請番号12番になります。所在は下六嘉地区の農振農用地の田が2筆、合計面積については2,465㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、自作する為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりです。

続きまして、7ページになります。申請番号13番です。所在は下六嘉地区の農振農用地の田が2筆、合計面積については4,783㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、売買の為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

次に申請番号14番になります。所在は下六嘉地区の農振農用地の田が1筆、面積については1,021㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、売買の為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりです。

続きまして、8ページになります。申請番号15番です。所在は下六嘉地区の農振農用地の田が1筆、面積については1,029㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、売買の為の

合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

次に申請番号16番になります。所在は下六嘉地区の農振農用地の田が1筆、面積については2, 132㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、売買の為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりです。

続きまして、9ページになります。申請番号17番です。所在は下六嘉地区の農振農用地の田が1筆、面積については734㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、売買の為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

次に申請番号18番になります。所在は下六嘉地区の農振農用地の田が2筆、合計面積については4, 472㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、売買の為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりです。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

#### ○報告第19号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第19号農地法第3条の規定による届出の通知が4件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料の10ページになります。報告第19号の4件の報告をいたします。

申請番号1番です。所在は上島地区の田1筆、面積が2, 987㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望は有りとなっております。

続きまして申請番号2番です。所在は下六嘉地区の田1筆、面積が1, 308㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして申請番号3番です。所在は下六嘉地区の畑1筆、面積が226㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の

事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして申請番号4番です。所在は上島地区の田2筆、合計面積が2,628㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

#### ○報告第20号 農地法第5条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第20号農地法第5条の規定による届出が1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は11ページになります。報告第20号の1件について報告いたします。申請番号1番になります。所在は北甘木地区の農振地域外の田が1筆。面積については695㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。転用事由については木造2階建ての個人住宅建築としての転用となっております。

12ページに位置図を載せております。「ゆうすいの杜」の案件になります。市街化区域内の案件です。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告がありました1件は、市街化区域の転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

#### ○議案第23号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請が16件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料は13ページになります。農地法第3条の許可申請が16件ございます。

申請番号の1番です。所有権移転の案件です。所在は上仲間地区。農振農用地及び農振地域外の田がそれぞれ1筆の計2筆、合計面積は1,550㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による権利の移動となっております。売買の価格は記載の通りです。17ページに申請地の位置図を載せております。18ページを

ご覧ください。確認事項になります。確認事項全てにおいて NO となりますので、許可相当と考えます。

続きまして、申請番号の2番です。所在は下六嘉地区。農振地域外の畑が1筆、面積は212㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による権利の移動となっております。売買の価格は記載の通りです。19ページに申請地の位置図を載せております。20ページをご覧ください。確認事項になります。確認事項全てにおいて NO となりますので、許可相当と考えます。

続きまして、申請番号の3番です。なお、申請番号3番から16番までは下六嘉の案件になりますので、まとめて報告します。それでは、申請番号3番から説明します。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積は1,547㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による権利の移動となっております。売買の価格は記載の通りです。

続きまして、申請番号の4番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積は975㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による権利の移動となっております。売買の価格は記載の通りです。

続きまして、申請番号の5番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積は1,042㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による権利の移動となっております。売買の価格は記載の通りです。

続きまして、14ページになります。申請番号の6番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が2筆、合計面積は4,827㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による権利の移動となっております。売買の価格は記載の通りです。

続きまして、申請番号の7番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積は838㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による権利の移動となっております。売買の価格は記載の通りです。

続きまして、申請番号の8番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積は1,021㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による権利の移動となっております。売買の価格は記載の通りです。

続きまして、申請番号の9番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積は1,029㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとな

っております。申請事由につきましては売買による権利の移動となっております。売買の価格は記載の通りです。

続きまして、申請番号の10番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積は2,129㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による権利の移動となっております。売買の価格は記載の通りです。

続きまして、15ページになります。申請番号の11番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積は734㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による権利の移動となっております。売買の価格は記載の通りです。

続きまして、申請番号の12番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が2筆、合計面積は4,472㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による権利の移動となっております。売買の価格は記載の通りです。

続きまして、申請番号の13番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が2筆、合計面積は3,391㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による権利の移動となっております。売買の価格は記載の通りです。

続きまして、申請番号の14番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積は883㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による権利の移動となっております。売買の価格は記載の通りです。

続きまして、申請番号の15番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積は890㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による権利の移動となっております。売買の価格は記載の通りです。

続きまして、16ページになります。申請番号の16番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積は1,189㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による権利の移動となっております。売買の価格は記載の通りです。

21ページに申請地の位置図を載せております。22ページをご覧ください。確認事項になります。確認事項全てにおいてNOとなりますので、許可相当と考えます。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

#### ○議案第24号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用の集積計画の承認申請が7件ございます。

事務局から説明をお願いいたします。

このうち、森田委員の案件が1件ありますので、先に審議をいたします。

まず、森田委員の案件から審議しますので、森田委員の退室をお願いします。

(森田員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。まずは森田委員の案件からご説明いたします。資料は26ページになります。申請番号2番からご説明をいたします。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が1筆で面積が3,001㎡となっております。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。利用の目的については賃貸借権の再設定です。借賃については記載のとおり。期間は令和4年12月1日から令和14年11月30日となっております。

森田委員の案件についての説明は以上になります。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。松永委員の入室を許可します。

(森田委員入室)

森田委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(森田委員) どうもありがとうございました。

(議長) 続きまして、残りの案件になりますが、事務局から残り6件の説明を頂き、



その後6件を一括して審議・議決を行いますので、よろしくお願ひいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい、資料は25ページになります。

申請番号1番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地の田3筆で合計面積が4,695㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、27ページになります。申請番号3番です。所在は井寺地区。農振農用地の田が4筆で合計面積が7,180㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。目的は賃貸借権の再設定、借賃については記載のとおりとなっております。期間については令和5年1月1日から令和9年12月31日までとなっております。

続きまして、申請番号4番です。所在は北甘木地区。農振地域外の田が1筆で面積が1,986㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。目的は賃貸借権の再設定、借賃については記載のとおりとなっております。期間については令和5年1月1日から令和14年12月31日までとなっております。

続きまして、28ページになります。申請番号5番になります。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が1筆で合計面積が636㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通り、目的は賃貸借権の再設定、借賃については記載のとおり、期間については令和5年1月1日から令和14年12月31日までとなっております。

続きまして、申請番号6番です。所在は井寺地区。農振地域外の畑が1筆で面積が760㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。目的は使用貸借権の新規設定となっております。期間については令和5年1月1日から令和14年12月31日までとなっております。

続きまして、29ページになります。申請番号7番になります。所在は鯉地区及び上仲間地区。農振農用地の田が9筆で合計面積が12,229㎡となっております。貸付人と借受人等については記載の通り、目的は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり、期間については令和4年12月1日から

令和9年11月30日までとなっております。

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。  
なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました6つの案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で6件を承認・可決いたします。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。  
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議長) 次回の農業委員会は12月8日の木曜9時半からを予定したいと思います。  
他になければ、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和4年11月10日

会長

委員

委員